



茨労基発 0201 第 1 号の 3
令和 3 年 2 月 1 日

一般社団法人日本労働安全衛生コンサルタント会 茨城支部長 殿

茨城労働局労働基準部長

インターネット等を介した e ラーニング等により行われる
労働安全衛生法に基づく安全衛生教育等の実施について

平素より労働安全衛生行政の推進に御理解と御協力を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、令和 2 年 3 月 27 日付け茨労基発 0327 第 1 号をもって、事業者がインターネットその他の高度情報通信ネットワークを利用して行う通信制の職業訓練等(以下「e ラーニング等」という。)を行う場合の当面の考え方等についてお知らせしたところですが、特別教育以外の厚生労働省がカリキュラム等を定める労働災害の防止のために必要な安全衛生教育及び研修(以下「安全衛生教育等」という。)についてもインターネットその他の高度情報通信ネットワークを利用して行う通信制の職業訓練等(以下「e ラーニング等」という。)を実施する動きが認められているところです。

この状況を踏まえ、今般、安全衛生教育等を e ラーニング等により実施することについて、下記のとおり基本的な考え方及び留意事項を示すこととしましたので、事業者及び安全衛生教育等の実施機関等に対する周知、指導について留意いただきますようお願いいたします。

つきましては、貴団体におかれましても、会員事業場等に対する周知方、特段の御配意を賜りますよう、よろしくお願いいたします。

なお、本通達をもって、令和 2 年 3 月 27 日付け茨労基発 0327 第 1 号は廃止します。

記

1 基本的な考え方

労働災害を防止するためには、作業に就く労働者に対し、必要な安全衛生教育等を適切に実施することが極めて重要であることから、法では、新規雇入れ時のほか、作業内容変更時においても安全衛生教育を行うべきことを定め、また、危険・有害業務に就く者に対する特別の教育や職長等の現場監督者、その他事業場の安全衛生担当者等に対する安全衛生教育等を行うべきことを定めている。

近年の急速なデジタル技術の進展に伴い、eラーニング等により安全衛生教育等を実施することへのニーズが高まっているが、eラーニング等により安全衛生教育等を行う場合においても、対面による方法と同等の教育効果を担保するため、安全衛生教育等の実施者は、記の2に掲げる事項に留意する必要がある。

2 eラーニング等により安全衛生教育等を行う場合の留意事項

eラーニング等により安全衛生教育等を行う場合であっても、法定の科目の範囲、教育時間及び講師の要件を満たした上で、教本等必要な教材を用いて行うとともに、以下に留意して実施する必要があること。なお、個別の教育ごとに満たすべき要件を別表に取りまとめたので、適宜参照すること。

- ・ 法第76条第1項の規定による技能講習（以下「技能講習」という。）、労働安全衛生規則（昭和47年労働省令第32号）別表第4衛生工学衛生管理者免許の項第1号の都道府県労働局長の登録を受けた者が行う衛生工学衛生管理者講習（以下「衛生工学衛生管理者講習」という。）、建築物石綿含有建材調査者講習登録規程（平成30年厚生労働省、国土交通省、環境省告示第1号）第2条第2項の規定による建築物石綿含有建材調査者講習（以下「建築物石綿含有建材調査者講習」という。）及び石綿障害予防規則第三条第六項の規定に基づき厚生労働大臣が定める者等（令和2年厚生労働省告示第277号）に基づく分析調査講習（以下「分析調査講習」という。）以外の安全衛生教育等

ア 受講者が受講した事実及び教材の閲覧・視聴等による教育時間が法令で定める教育時間以上であることを、教育を実施する者が担保する必要がある、具体的には次のような確認方法があること。

(ア) 受講者を1か所に集合させず、例えば、ビデオ会議ツール等を用い、リアルタイムで講師が受講状況を確認しながら教育を行う方法

(イ) 使用されている映像教材又はウェブサイト動画等について、動画の再生記録やパソコンの操作記録等に基づき教育を実施する者が受講状況を確認する方法

(ウ) 上記(ア)及び(イ)のほか、教育時間について、教育を実施する者が合理的に証明できる方法

イ 映像教材又はウェブサイト動画等に出演する講師並びに当該映像教材又はウェブサイト動画等を作成する者及び監修する者が、いずれも当該教習に関して十分な知識又は経験を有すること。

ウ 受講者からの質疑を受付け、回答できる体制を整えること。

エ 実技による教育又は実地による研修が必要なものについては、講師と同一場所で対面により実施すること。